

議第112号

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年11月18日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 京都市太秦天神川駅自転車等駐車場の項の次に次の1項を加える。

京都市嵯峨嵐山駅自転車駐車場	京都市右京区嵯峨天龍寺広道町20番地の7
----------------	----------------------

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

京都市嵯峨嵐山駅自転車駐車場の駐車料金に関し必要な事項を定める必要があるので提案する。